東広島市立八本松小学校

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校全体でいじめ・不登校の未然防止及び早期発見・早期対応につながる取組を組織的かつ適切、迅速に行い、対策の充実を図るとともに、事態の改善や解消を行うため、いじめ・不登校防止委員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 東広島市立八本松小学校校務運営規程第22条に基づき,「いじめ・不登校防止委員会」(以下「防止委員会」という。)を設置する。

## (委員会の構成)

- 第3条 防止委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 校長
  - (2) 教頭
  - (3) 主幹教諭
  - (4) 教務主任
  - (5) 生徒指導主事
  - (6) 学年主任
  - (7) 保健主事
  - (8) 特別支援教育コーディネーター
  - (9)養護教諭
  - (10) 心のサポーター及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
  - (11) その他校長が必要と認める者

## (取組内容)

第4条 防止委員会は、より正確な実態把握を行い、相談活動の充実を図る。児童や保護者の思いやより多くの情報が得られるように努力するとともに、教職員の指導力向上やいじめ・不登校の未然防止及び早期発見、早期対応、重大事案が発生した場合の適切かつ迅速な対処および適切な事後処理ができることをめざし、下表に挙げる様々な業務を執行するものとする。

【 いじめ・不登校防止および対応に関わる業務内容 】					
1	未然防止の体制づくり及び取組の計画作成及び周知				
2	いじめ・不登校に係る実態把握及び確認とその分析				
3	事態の改善・解消に向けた対応策及び目標の設定				
4	いじめ加害児童への事実確認と指導				
5	いじめ加害児童の保護者に対する助言				
6	関係児童・保護者への支援及び相談体制の確立				
7	専門機関や有識者との連携				
8	教育委員会や警察等の関係機関との連携				
9	その他校長が必要と認めるいじめ・不登校防止に関わる取組				

※ いじめ・不登校防止委員会の開催は毎月1回の定例開催とする。緊急を要する事案および重大事案の場合は、校長判断の下臨時に開催し、組織的かつ迅速な対応ができるようにする。

常時活動	□いじめ・不登校防止委員会の定期的な開催 □いじめ・不登校防止年間指導計画の作成 □いじめ・不登校発生時の対応の仕方についての作成及び見直し □問題行動についての啓発活動推進(児童・保護者・地域) □外部相談機関との連携 □いじめアンケート等実態把握の実施と分析 □定期的な職員間の情報交換 □教職員研修の企画・運営 (ケーススタディ・生徒指導研修・実態把握法の研修・道徳教育・特別支援教育・特別活動に関わる体験活動の研修)
緊急を要する事案および重大事案 問題発生に関わる取組	□重大事案に関するいじめ・不登校防止委員会の開催 (教育委員会・警察等関係機関との連携) □緊急事案に対する取組方針の決定と具体的な指導等に関わる意思 決定と今後の活動についての周知 (防止委員会主導による組織的な対応) □有識者との連携 (けが等への対応やメンタルヘルスケアの準備) □家庭との連携 □支援体制と対応策の検討 □問題発生時の対応の仕方に基づく対応の確認と事態鎮静化に向け た取組の実施 □生命尊重教育の計画と実施

## (会議・運営)

- 第5条 防止委員会は、毎月1回開催する。ただし、校長が必要と判断した際には、臨時に委員会を開催することができる。
- 第6条 「いじめ・不登校防止委員会設置要綱」に定める規程のほか、防止委員会の取組及び重大事案への 対応についての取組・運営について必要な事項は、校長が定めるものとする。
- 第7条 この要綱は、適宜見直し、改定をするものとする。
- 附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 (平成27年10月1日に一部改正した。)
  - この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日に一部改正した。)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年4月1日に一部改正した。)